

令和元年度の目的税の使いみち

目的税は、その収入を特定の事業に充てるために、その経費の支出と何らかの関係を有する者にその負担を求める税金であり、税負担者に対する説明責任を果たす観点から、その用途について公表しています。

本市の目的税には、都市計画税と入湯税があります。

○都市計画税（決算額 366,583 千円）

（千円）

都市計画区域のうち市街化区域内の土地と家屋を対象に課税しているもので、街路や公園、下水道などの都市計画関連事業に充てられます。

区分		一般財源額	うち都市計画税充当額
当該年度事業費	都市計画下水道	614,780	167,671
	公園事業	-	-
	街路事業	4,023	1,098
	公営企業における都市計画事業繰出	16,985	4,632
公債費等	都市計画事業関連の地方債償還額	177,746	48,477
	公営企業における都市計画関連の地方債償還額繰出	530,570	144,705
合計		1,344,104	366,583

○入湯税（決算額 63 千円）

（千円）

鉱泉浴場の入湯客に一人1日につき 20 円(宿泊を伴う場合は 150 円)を負担していただいているもので周辺の観光振興施設の維持管理に充てられます。

区分	一般財源額	うち入湯税充当額
観光振興施設	26,433	63
合計	26,433	63